

# Ю.Ф.サマーリン『リガからの手紙』とオストゼイ問題

——「ツァーリとの面談」を手がかりとして——

山本健三

オストゼイ（バルト・ドイツ人）問題<sup>1</sup> といえ、1860年代後半から70年代初頭にかけて、検閲官 A.B.ニキテンコに「言論戦争」（печатная война）<sup>2</sup> と言わしめるほど、新聞、雑誌が盛んに取り上げたことで知られている。そしてこの問題がロシアの定期刊行物において語られたのは、事実上、このときが最初であり、おそらくロシア国民の多くはこの時期にオストゼイ問題と邂逅したのである。しかし、この問題自体は、この言論戦争に先立つこと約 20 年前にある書物で取り上げられていた。それが本稿で取り上げるユーリー・フォードロヴィッチ・サマーリン（1819-1876）の初期の著述、『リガからの手紙』（以下、『手紙』）<sup>3</sup>（1848）である。

『手紙』が執筆された当時、それが大反響を呼んだという事実は確認できない。なぜならこの書物は正式な出版物ではなく、当時、内容を知りえたのは、サマーリンと親しい貴族や官僚に限られたからである。『手紙』は私的な購読会やコピーを通じて、限られた人々にしか知られていなかった。よって読者の『手紙』に対する反応を証言する資料も乏しい。そのような資料としては、筆者の知る限りでは、サマーリン自身による 2 つのメモくらいしかない。その一つは、購読会の様子に関するメモである。これによれば、サマーリンが『手紙』に対する反応に確かな手応えを得ていたことがわかる。

---

<sup>1</sup> オストゼイとは、バルト海を指すドイツ語 Ostsee に由来し、バルト海沿岸地方（リフリヤント、エストリヤント、クールリヤント）のラトヴィア人およびエストニア人の居住地域において支配層を構成していた特権的ドイツ人貴族やルター派聖職者を指す（См.: Духанов М.М. Остзейцы. Политика остзейского дворянства в 50-70-х гг. XIX в. и критика ее апологетической историографии. 2-е переработанное и дополненное издание. Рига, 1978. С.3-4.）。リフリヤントとエストリヤントはニスタット講和条約（1721年）に基づきスウェーデンからロシアに移譲され、クールリヤントはポーランドに属する公国であったが、第三次ポーランド分割（1795年）でロシア領となった。これ以降、クールリヤントもリフリヤントおよびエストニアとともにバルト海沿岸地方を構成する行政単位となった。ただし、ロシアに領主権が委譲されたのちも、これらの地方ではバルト・ドイツ人の特権的自治はほとんど黙認され、ドイツ的な社会機構、文化、慣習も維持された。cf. Andreas Kappeler, trans. by Alfred Clayton, *The Russian Empire: A Multiethnic History* (Harlow: Pearson Education Ltd, 2001), p. 80.

<sup>2</sup> Никитенко А.В. Дневник в трех томах. Т.3. 1866-1877. М., 1956. С.102.

<sup>3</sup> Самарин Ю.Ф. Письма из Риги // Сочинения Ю.Ф.Самарина. Т.7. М., 1889.

スヴォーロフ公爵は...特に私を中傷者、個人的な敵と呼んだ。しかし彼の言葉はペテルブルクの社交界では殆ど注目されていなかった。それで私はオボレンスキー邸での夜会で手紙の購読会を継続し、少しずつ修正稿の用意を進めていった。...メレンドルフ、ベルグ、パーレンらと会話するうちに、C.П.アプラクシナの考え方が徐々に変化していくのがわかった。...そのとき彼らは初めて、私の手紙が二等役人の集まりから上流社会に浸透し、政府から危険人物という誹りや疑惑を受けることのなさそうな人々にまで、影響を及ぼしうるのを目の当たりにした。<sup>4</sup>

しかし、もう一つのメモには、サマーリンにとって辛い反応が返ってきたことが示されている。これは『手紙』をめぐって交わされた、サマーリンとニコライ一世との面談を記録したもの（「ツァーリとの面談」<sup>5</sup>（以下、「面談」）—後頁に《資料》として掲載）であるが、この面談が実現したのは、ひとえに『手紙』のコピーを入手したツァーリが、サマーリンをペトロパヴロフスク要塞に収監したためである（1849）。つまり、ツァーリは『手紙』を読んで、きわめて否定的な反応を見せたということである。例えば、ニコライ一世は次のように、サマーリンを非難した。

貴殿は政府に反対する世論を喚起しようとしていたのだ。すなわち、12月14日[デカブリストの反乱—山本]の再現を謀ったということだ。<sup>6</sup>

要するに、ニコライ一世は『手紙』をロシア国家に対する反逆と見做したということである。本稿の目的は、このツァーリの怒りに意味を考察することにある。そしてその核心に迫るため、「サマーリンとオストゼイ問題」というテーマの意義を概観したのち、次の3つの課題に取り組むことにする。まず『手紙』が執筆された歴史的背景を明らかにする。次いで、『手紙』の内容を明らかにする。最後に、『手紙』の思想史的意義を検討する。

## 1. サマーリンとオストゼイ問題

サマーリンがロシア史において果たした役割としてとりわけ重視されてきたのは、農奴解放の実務における活躍である。これはロシア史に対するインパクト、実務を重視したサマーリンの思想家としてのスタンスを考慮すれば、正当な評価といって差し支えない。

その意味で、『サマーリン著作集』（1877-1911）の目次は、農奴解放に尽力した思想家として彼を知る者にとっては、異様に映るかもしれない。その全11冊のうち4冊（第七十巻）が、『手紙』、『リガ史』、『ロシアの辺境』（以下、『辺境』）という、オストゼイ問題

<sup>4</sup> Отдел рукописей Российской государственной библиотеки (ОР РГБ), ф.265, к.85, ед.хр.2, л.1.

<sup>5</sup> ОР РГБ ф.265, к.85, ед.хр.2, л.2-3.

<sup>6</sup> ОР РГБ ф.265, к.85, ед.хр.2, л.3.

に関する著述に充てられているからである。筆者にはこのことはもっと注目されてしかるべき事実であると思われる。というのは、1990年代に出版された2冊のサマーリン選集<sup>7</sup>は、オストゼイ問題に関する論考が含まれておらず、サマーリンの著述活動を概観する構成になっていないからである。その意味で、「サマーリンとオストゼイ問題」というテーマは、サマーリン研究において、置き去りにされてきたといってもいいであろう。

しかし、オストゼイ問題に費やした紙数の多さだけでなく、サマーリンとこの問題とのつながりは、長く深かった。モスクワ大学でマギストルの学位を取得したのち、彼が選んだ進路は、ペテルブルクの内務官僚であった。そして1846年から1849年にかけてリガに着任し、バルト海沿岸地方の農民問題、都市行政改革、司法改革、教育や宗教に関する改革の推進を目的とする監査委員会（通称スタッケルブルク・ハヌィコフ委員会）でリガの都市構造と経済を研究した。サマーリンはこの研究の過程で、この地域の農民問題と正教徒改宗問題との邂逅を果たすことになる。しかし、上述のとおり、要塞に収監されたサマーリンは12日間そこで過ごしたのち、実家のあるモスクワに転勤となってから1867年まで、オストゼイ問題について公の場で発言することを避けることとなる。

この沈黙は主に政治的に危険であると判断したことによるが、その間のサマーリンが様々な問題に忙殺されていたことも要因であると思われる。リガでの勤務の後、シンビルスクとキエフで勤務し、退職後、サマラ県における土地経営を経て、1859年から60年代前半にかけて、サマーリンは社会的活動にのめり込んでいった。1859年3月から農奴解放に向けての法典編纂委員会のメンバーとして経済問題と行政を担当し、1861年2月19日の条例裁可後はサマラ県において2年間、その運用に携わった。1863年にはH.A.ミリューチンに招聘され、B.A.チェルカツキーとともにロシア領ポーランドにおける農民問題の解決に着手し、翌年2月19日に改革案を取りまとめた。公職から離れた後も、イヴァン・アクサーコフの新聞、『日』に連載されたカトリック批判、『イエズイット＝マルティノフ神父に対する返答』をはじめとして、旺盛な執筆活動を行っている。

サマーリンが再びオストゼイ問題について公的に発言し始めたのは、1867年3月である。イヴァン・アクサーコフの新聞、『モスクワ』にオストゼイ問題に関する論説を執筆した。そして1868年8月、『辺境』の第一分冊をプラハで発表した。これらはちょうど「言論戦争」のさなかに発表されたものであるが、『辺境』の出版が国外で行われたことからわかるように、この時期においてもオストゼイ問題に関する議論が完全に自由に行われたわけではない。<sup>8</sup> しかし、ロシア国内の定期刊行物を通じて、<sup>9</sup> 『辺境』の内容は部分的

---

<sup>7</sup> *Самарин Ю.Ф. Избранные произведения. М., 1996; Самарин Ю.Ф. Статьи. Воспоминания. Письма. 1840-1876. М., 1997.*

<sup>8</sup> 1860年代後半のロシア国内外の情勢とオストゼイ問題との関係については、拙稿「オストゼイ問題における『ロシアの辺境』の衝撃—1860年代後半のユーリー・サマーリン」（『ロシア史研究』第76号、2005年刊行予定）を参照されたい。

<sup>9</sup> 例えば、M.H.カトコフは自分の新聞『モスクワ報知』紙上で、1868年8月末から9月初頭にかけて、4回にわたって『辺境』特集を連載した。

にはあるが、ロシア社会にも知られるところとなったのである。また、70年までに『辺境』を第三分冊まで発表しただけでなく、『辺境』を激しく批判したバルト・ドイツ人、ウォルデマール・ボックとカール・シレンに対する反批判である『ボック、シレン両氏への返答—「ロシアの辺境」に関して』（1870）なども執筆し、「言論戦争」の中心的論客として活躍した。

最晩年の1871年から1876年にかけての活動としては、『辺境』第四・五・六分冊を執筆したことが知られている。またこの間、1871年4月に結成された、バルト海沿岸地方の正教徒の支援を目的とする「救世主キリスト沿バルト海正教徒同胞団」<sup>10</sup>の常任会員でもあり、アレクサンドル二世に活動支援を陳情するなど、地道にオストゼイ問題に取り組み続けた。<sup>11</sup>

そして死後のサマーリンは、セイデンによれば、アレクサンドル三世（在位1881-1894）に大きな影響力を持った宗務院総監 K.П.ポベドノースツェフによって再評価され、サマーリンの諸著作はバルト海沿岸地方のロシア化における理論的支柱となった。また1910年、リガに「ユーリー・サマーリン記念啓蒙協会」<sup>12</sup>が設置されるなど、サマーリンの名はバルト海沿岸地方において、特別なものとなった。

このように、サマーリンにとって、オストゼイ問題が相当な情熱とエネルギーを注ぐべき問題であったことは疑いを得ない。しかし、過去の研究においては、農奴解放と比べれば二義的問題、付随的問題として扱われてきたことは否めない。とくに『手紙』を書いた1840年代のサマーリンにとってのオストゼイ問題とは「農奴解放に取り組むことを決定づけた経験」、<sup>13</sup> 「政治闘争の学校」、<sup>14</sup> すなわち、後の諸問題に対する問題意識を涵養した契機に過ぎない。こうした評価が間違いとはいわないが、サマーリンが死の間際までこの問題に取り組んだという事実は、「準備段階」あるいは「学校」以上の何かがあると示唆しているように思われる。

---

<sup>10</sup> “Прибалтийское православное братство во имя Христа Спасителя.” 定款（1871）によれば、バルト海沿岸地方における①教会の建立、②既存の教会の修復と再建、③学校の建設、教会およびその他の関係団体の組織化、④子供の養護施設の設置、⑤宗教書および他の有益な図書のラトヴィア語訳およびエストニア語訳、⑥中等・高等教育向けの教科書の編纂、⑦正教徒の生活援助、などを行うとされている（Устав Прибалтийского православного братства во имя Христа Спасителя // ОР РГБ ф.265, к.93, ед.хр.1, л.41-42）。

<sup>11</sup> ОР РГБ ф.265, к.93, ед.хр.1, л.1-4.

<sup>12</sup> Православие и лютеранство в прибалтийском крае по новейшим данным русской периодической печати. СПб., 1911. С.32.

<sup>13</sup> Peter K. Chistoff, *An Introduction to Nineteenth-century Russian Slavophilism: Iu. F. Samarin* (Boulder: Westview Press, 1991), p. 144; *Нольде Б.Э.* Юрий Самарин и его время. Париж, 1926. С.50.

<sup>14</sup> *Ефремова Е.В.* Концепция исторического развития России Ю.Ф.Самарина. Дис. на соис. учен. степ. канд. ист. наук.. М., 2001. С.45.

## 2. 『手紙』執筆の歴史的背景

オストゼイ問題の核心は、13世紀にバルト海沿岸地方に進出して以来、特権的貴族階層を形成していったバルト・ドイツ人が、現地住民であるラトヴィア人とエストニア人、そして18世紀以降に流入してきたロシア人農民に対しても過酷な搾取を続ける一方、ドイツとの文化的つながりを維持し、公用語はドイツ語、宗教はルター派新教という文化基盤、ドイツ的な議会、行政機構、裁判所、学校等の社会制度を備え、強力な独立と自治を享受していた点にある（それはのちにしばしば「国家内国家」と呼ばれた。<sup>15</sup>この言葉は、興味深いことに、サマーリンにも影響を与えたといわれる哲学者フィヒテが<sup>16</sup>、ドイツ内のユダヤ人、軍隊、貴族をドイツ統一に対する内なる脅威と位置づける際に用いたのがルーツとされている。<sup>17</sup>これについては、後節で立ち戻る）。ともあれバルト・ドイツ人は、ポーランド人、フィンランド人、ユダヤ人と並び、特定の地域における特権的な支配階層を形成していた非ロシア系民族集団のひとつであった。<sup>18</sup>

これら特権の論拠とされたのは、ロシアとスウェーデンとのあいだに締結されたニスタット講和条約（1721）とオーボの和約（1743）であった。これらの条約にはバルト海沿岸地方を含む、スウェーデンからロシアに移譲された地域の住民や団体の権利にかんする条項があった。ニスタット講和条約の第九条には、スウェーデン時代に特権、慣習、権利、正義を享受していた階層や団体は、ロシアにおいても恒久的に保護される旨が記されていた。<sup>19</sup>また第十条には良心の自由の保障に関する規定があった。<sup>20</sup>オーボの和約でも第九条において、ニスタット条約第九条とほぼ同じ内容がくりかえされた。<sup>21</sup>

特権的地位の制限を求める動きがなかったわけではない。エカチェリーナ二世は1783年、リフリヤントとエストリヤントにおけるギルド解体や議会改革に着手し、帝国政府主導の新行政機構を発足させ、1795年にはクールリヤントを併合し、新行政機構の管轄下に

---

<sup>15</sup> Православие и лютеранство. С.38; *Исаков С.Г.* Остзейский вопрос в русской печати 1860-х годов. Тарту, 1961. С.95.

<sup>16</sup> В.Ф.プスタルナコフは次のように指摘している。「スラヴ主義者には最初ヘーゲルに魅了されたが、徐々に離れていった人たち（Ю.Ф.サマーリンと К.С.アクサーコフ）がいる。しかし、彼らはフィヒテのドイツ国民に向けた演説における愛国的な、部分的に民族主義的な思想とともに、ヘーゲルのある理念（ゲルマン民族の担う偉大な役割という理念）を読み直したのである」。 *Пустарнаков В.Ф.* Русско-немецкие философские связи в контексте политико-идеологической и философской ситуации в эпохи Александра I и Николая I // *Философия Фихте в России.* СПб., 2000. С.45.

<sup>17</sup> 植村邦彦『「近代」を支える思想—市民社会・世界史・ナショナリズム』ナカニシヤ出版、2001年、198-199頁。

<sup>18</sup> 竹中浩「帝政期におけるロシア・ナショナリズムと同化政策—バルト沿岸地域のロシア化を手掛かりにして」『年報政治学1994（ナショナリズムの現在・戦後日本の政治）』岩波書店、1994年、65頁。

<sup>19</sup> Полное собрание законов Российской империи. Т.6. СПб., 1830. С.425.

<sup>20</sup> Полное собрание законов. Т.6. С.425.

<sup>21</sup> Полное собрание законов. Т.11. С.869.

組み入れた。<sup>22</sup> しかし、これらの改革は 1796 年の女帝の死とともに振り出しに戻った。後任のパーヴェルが、3 県に過去の特権的地位を返したからである。<sup>23</sup> そして、その後のアレクサンドル一世、そしてニコライ一世もバルト・ドイツ人との対立の回避を基本方針とした。ロシア帝国におけるバルト・ドイツ人は忠実で有能な軍人と官僚の供給源であり、西欧文化とロシアとをつなぐ人々として、帝国内でも評価の高いマイノリティであった。<sup>24</sup>

『手紙』が執筆された 1848 年頃に限っていえば、バルト海沿岸地方に頻発した農民反乱、ヨーロッパにおける 1848 年の革命など、国内外の動乱に見舞われたという事情があった。そうした状況下において、エスニシティとしては非ロシア系であっても、ロシア国家に従順で、なおかつ強固な自治体制を敷くバルト・ドイツ人の存在は重宝されていた。<sup>25</sup> また、バルト海沿岸地方の法令集の編纂作業が 1826 年から開始されたが、特権の維持を希望するバルト・ドイツ人貴族の請願を考慮しながら作業が進められた結果、法令集がツァーリの承認のもとにまとめられたのは 1845 年 6 月であった。<sup>26</sup> しかもこの法令集は 5 部構成であったが、1845 年の段階では第一部（県行政の権力機構に関する部）と第二部（所有権についての部）、1864 年 11 月にやっと第三部（民法）が承認されたにとどまった。<sup>27</sup> つまり 19 世紀前半においてニコライ一世の治世のもと、法制、教育政策、言語政策、宗教政策などの中央集権化が推進されたが、1848 年時のバルト海沿岸地方におけるそれは、不徹底なままであったのである。

また 1848 年は、同地方の法制の中央集権化を成功裡に進めていた E.A.ゴローヴィンがバルト総督をやめ、バルト・ドイツ人に対してきわめて妥協的であったことで知られる A.A.スヴォーロフに替わった年でもあった。サマーリンは後年の『辺境』において、この人事以降、ゴローヴィンが着手した法制改革は完全に骨抜きにされたと批判した。<sup>28</sup>

このように、長きにわたりバルト海沿岸地方において特権的地位を享受してきたバルト・ドイツ人貴族を、ロシア帝国の統治原理のもとに取り込もうとする試みが行われるようになってきたものの、政府の方針は基本的に妥協的であった。つまり、1848 年前後の不安定な国内外情勢では、ロシア帝国はバルト・ドイツ人の「国家内国家」との共存を模索していたのである。

---

<sup>22</sup> Michael H. Haltzel, "The Baltic Germans," in *Russification in The Baltic Provinces and Finland, 1855-1914* (Princeton: Princeton University Press, 1981), pp. 114-115.

<sup>23</sup> Haltzel, "The Baltic Germans," p. 115.

<sup>24</sup> Nicholas V. Riasanovsky, "Historical Consciousness and National Identity: Some Considerations on The History of Russian Nationalism," in *Collected Writings 1947-1994* (Los Angeles: Charles Schlacks, Jr., 1993), p. 281; 竹中、上掲論文、67 頁。

<sup>25</sup> Haltzel, "The Baltic Germans," p. 118.

<sup>26</sup> Майков П.М. О своде законов Российской империи. СПб., 1905. С.90-91.

<sup>27</sup> Майков. О своде законов. С.91.

<sup>28</sup> Самарин Ю.Ф. Окраины России. Сер.1. Русское балтийское поморье. Вып.1. Прага, 1868. С.57.

### 3. 『手紙』に描かれたオストゼイ問題

『手紙』は、書簡と銘打たれた7本の論文から構成されている。ここではその中身を検討し、サマーリンが『手紙』に託したメッセージを明らかにする。

#### 3.1. 「第一の手紙」

「第一の手紙」は、12世紀から18世紀にかけてのバルト海沿岸地方の歴史、主にロシア帝国に編入されるまでの歴史の概観である。ここでのサマーリンの主張は、バルト海沿岸地方は本来、ロシアとともに歩むべき地方であったという歴史観である。

サマーリンによれば、12世紀において既にこの地方は、ロシアの公国との交流をもち、現地住民のあいだには平和的に正教信仰が広まっていったという。<sup>29</sup> ただし、今日の歴史学における一般的な見解によれば、バルト海沿岸地方はもともと偶像崇拜が強く、ヨーロッパがほぼキリスト教化した12世紀にいたっても異教の地であったというのが通説である。<sup>30</sup> よってこのサマーリンの歴史観には疑問もあるが、ここでは、彼は12世紀には既に正教が同地に広まっていたという見解を呈示した点が重要である。というのは、あくまで本来ロシアと共通の精神的基盤を持っていたのに、ドイツ人によってそれが妨害されたというのがサマーリンの見解だからである。

ロシアはバルト地方を自分のものにして市民的、宗教的教育を施すことを運命づけられていたのに、ドイツの商人、宣教師、地主による不意打ちによって、長期にわたって始まりつつあった発展の途が妨害されたように思われる。ドイツ人はロシア人から、カトリシズムが正教からバルト地方を奪った。しかしそれは戦いなくしてはありえなかった。<sup>31</sup>

そして上のような歴史観に基づき、サマーリンは「第一の手紙」を次のように締めている。

ロシアがオストゼイ地方に関して歴史的権利を、そして自然権さえもっているとすれば、...ロシアはオストゼイ地方を臣国としてではなく、自分の一部分にしなければならなかったのである。そして偶然の獲得物ではなく、一時的に離れていたが、いま永久的に再結合しようとしている自分の一部分と認識しなければならなかったのである。<sup>32</sup>

---

<sup>29</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.4.*

<sup>30</sup> 鈴木徹『バルト三国史』東海大学出版会、2000年、6頁。

<sup>31</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.4-5.*

<sup>32</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.18.*

このように、サマーリンの歴史観によれば、12世紀以降のドイツ騎士団による武力による改宗以前のバルト海沿岸地方は、ロシアとの精神的土壌を共有していたとされる。彼が「第一の手紙」において呈示したのは、ロシアがこの地方をロシアに組み込むことは、歴史的に正当であるという見解であった。

### 3.2. 「第二の手紙」

「第二の手紙」は、バルト・ドイツ人貴族とロシア政府の関係、その特権的地位に対する評価である。サマーリンによれば、バルト・ドイツ人はロシア国家に対して面従腹背であるという。当時、総督ゴローヴィンを中心としてロシア帝国法と同地方の法制の整合化が行われていたわけであるが、バルト・ドイツ人側にそれを易々と受け入れる意志はないというのがサマーリンの見解である。

バルト・ドイツ人貴族は意に反して国家に従っているが、それは必要悪としてである。しかし内心は、もはや現在の秩序とは相容れない自分たちの要求を放棄したわけではない。<sup>33</sup>

だからといってサマーリンがただちに特権や慣習を廃止せよと主張しているわけではない。18世紀にニスタット、オーボの両条約の法的意義は認めている。ただし、これらが維持するとしている特権や慣習は成文化されるものではなく、不変ではありえない。よって、成文化された法律や権利と矛盾が生じることはありうるわけで、サマーリンがここで主張しているのは、こうした矛盾は修正すべきだということである。そしてここでサマーリンが批判しているのは、こうした修正にさえ応じようとしないバルト・ドイツ人のロシアに対する態度なのである。

貴族の権利や要求の根拠となる文書は18世紀に遡るので、のちに様々な変更や補足が加えられ、完全に廃止されたものも多い。また慣習は、その本質からいって、不変ではありえないので、古い文書同士、権利書と慣習とを照合させると、多くの矛盾は避けられない。それゆえに特権を認めれば、法的意味や効力をもつものと、過去の秩序の遺物としての意味しかないものとを予め区別する必要がでてくる。しかし、バルト・ドイツ人貴族はこの程度のことさえ許さないのである。<sup>34</sup>

このようにサマーリンは、バルト・ドイツ人貴族の特権的地位の根拠に一定の理解を示すものの、ロシア帝国に属しながら、帝国法と地域法との整合化に応じようとせず、旧来

---

<sup>33</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.20.*

<sup>34</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.23.*



の特権に基づく秩序を護持しようとするところに、バルト・ドイツ人の反ロシア的な意図を見出したのである。

### 3.3. 「第三の手紙」

「第三の手紙」は、バルト・ドイツ人のロシア政府に対する態度についての評価の続きである。サマーリンのみるところ、バルト・ドイツ人にとってロシアは祖国になりえていないという。現にロシア帝国に帰属していながら、バルト・ドイツ人にとって祖国とはロシアではない。しかし、現に存在するドイツでもない。抽象化されたドイツであるという。<sup>35</sup> 後にサマーリンの『辺境』を批判するシレンも共有していたこの認識に基づき、<sup>36</sup> サマーリンは、具体的に属しているロシアに同化あるいは馴化するどころか、拒み続けるバルト・ドイツ人を批判するのである。

一体、ロシア皇帝の忠実なる臣民であると同時に、ロシア人を蔑視し、ロシア語を忌み嫌い、正教を憎むことがありえようか。換言すれば、国民の良質な資産、つまり政府の力を構成するすべてに敵対する傾向を育むことがありえようか。<sup>37</sup>

またサマーリンは、この反ロシア的なバルト・ドイツ人による組織的抵抗についても指摘している。彼によれば、ロシア政府は決してバルト・ドイツ人貴族という階層を攻撃しようとしたのではなく、あくまで公益の観点から特権の制限を試みているに過ぎないという。つまり、彼にとって、バルト・ドイツ人の抵抗は、ロシア政府に対する悪意ある挑戦なのである。

政府のとった方策（地元の貴族の一部が他の階層を蹂躪するために試したのではなく、政府自身が公益を実現するためにとったもの）は、16世紀や17世紀と同様に、ここでは組織的な抵抗に直面している。その方法は変わらない。すなわち、特権とその悪意に満ちた解釈、時間の引き延ばしと買収である。<sup>38</sup>

このように、「第三の手紙」において、バルト・ドイツ人たちの抵抗がロシア帝国全体の公益に反するものであるという主張が明確にされ、彼らの反ロシア性が印象づけられているのである。

---

<sup>35</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.33.*

<sup>36</sup> シレンは次のように述べた。「ロシアは我々の祖国であろうとは思っていない。...またドイツも祖国ではありえない。つまり祖国はどこにもないのだ」*C. Schirren, Livländische Antwort an Herrn Juri Samarin (Leipzig, 1869), s. 11.*

<sup>37</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.42.*

<sup>38</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.44.*

### 3.4. 「第四の手紙」

ここでは、バルト・ドイツ人県におけるロシア人の置かれた状況についての評価が行われている。「第三の手紙」でロシア政府に対する組織的抵抗と軌を一として、この地方に居住するロシア人に対する組織的な憎悪も存在しているという。つまり、裁判、議会、土地取引、商業活動等、あらゆる方面にわたって、正教徒、ロシア人が不利になり、プロテスタント、ドイツ人が有利になるような社会構造が存在しているというのである。サマーリンは数多くの例を紹介しているのであるが、その一つは次のようなものである。

帝国内では、リガを除くどの都市でも、人種的相違に対する配慮が行われている。バルト・ドイツ人県のロシア人を除き、どの民族も代表を派遣している。というのはリガではロシア人は人口の三分の一を占めているのに、市内でしかるべき議員に選出されないだけでなく、事実上、登録されているどの階層からも代表として選ばれることさえできない。なぜなら、登録には何段階もの手続きを踏んで、自己選出権または自由拒否権を行使できるいくつかの閉鎖的な組合で応募を受け付けてもらわなくてはならないからだ。<sup>39</sup>

そしてサマーリンはこの末尾において、読者に次のように問いかけている。

ここに挙げた出来事すべて理解し、良心に従って答えていただきたい。ドイツ党とドイツ人によるロシア人に対する組織的な敵意の存在を信じるか否か？

もしここで見た問題が瑣末なものに見えたとすれば、リガには公平を装い、ここで挙げた事実の多くを目撃しながら、ドイツ党は幻で、ドイツ人のロシア人に対する敵意は我々の創作だと主張するロシア人がいると思うということだ。<sup>40</sup>

このように、サマーリンはバルト・ドイツ人県に張り巡らされた反ロシア的な組織的敵意の存在を指摘し、その不正を訴えたのである。

### 3.5. 「第五の手紙」

ここでは、かくも反ロシア的なバルト・ドイツ人が、なぜロシア政府には忠誠を保っているのかという問題を扱っている。サマーリンによれば、その理由は政府がいまだに特権の制限、剥奪に本腰をあげようとしなからにすぎない。

バルト・ドイツ人の忠誠心は暗黙の契約、すなわち政府が特権に触れない、または無力であることが条件であり、自己保存の感情によって突き動かされているのである。<sup>41</sup>

---

<sup>39</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.93.*

<sup>40</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.105.*

その一方で、サマーリンは歴史のおよび法学的観点から、特権の正統性を切り崩そうとする。歴史が示すところによれば、特権はその時々々の権力の意向だけでなく、特権を享受している階層自身の意向によって、不断に変化していく。<sup>42</sup> また法学的には、特権とは本来、保護の対象とはならない。そしてそれはもともと持っていた人々に対して付与される権利以外のものではなく、恣意的な施しによって与えられるものに過ぎないという。<sup>43</sup> サマーリンはこうした観点から、ロシア政府にバルト・ドイツ人貴族に特権を保証する必然性はない、必要に応じて特権を変更あるいは廃止する権利があると主張しているのである。<sup>44</sup> また彼は次のように述べる。

国家的連合の存在する第一条件は、すべての個人的、地域的、階層的な権利と利害を公益に従わせることであり、どのような形態の最高権力であれ、公益に関する問題についての決定を世に問うことなしに行い、その決定を執行する権利を有していると書き加えておく必要があるだろうか？ この権利を譲歩または分割すれば、国家の崩壊または分裂は避けられなかっただろう。<sup>45</sup>

つまり、ここでサマーリンは、政府は特権の制限の必要性を理解している（だから 1820 年代から法制改革によって帝国法と地域法との整合化を図ろうとしている）にもかかわらず、バルト・ドイツ人貴族に特権の扱いについて妥協的な態度で臨んでいるロシア政府は危ういところに立っているという認識を示している。

このように、「第五の手紙」では、バルト・ドイツ人貴族が享受する特権の正統性を否定し、この問題がロシア国家の根幹に触れる問題であると提起しようとしているのである。

### 3.6. 「第六の手紙」

ここでは、バルト海沿岸地方における正教に対する妨害と、1841 年から 1848 年にかけて起こったエストニア人とラトヴィア人の正教改宗運動に関する評価が行われている。これは一般的には、改宗による経済的な利得をちらつかせた正教会の聖職者やロシアの工作員に唆された者が多かったことが原因とされ、それゆえに改宗後にそれらが虚偽であったことが判明したため、ルター派に再改宗を求める者が現れたといわれている。<sup>46</sup> だがサマーリンはそのような見方に与しない。正教への改宗はあくまで自発的、自然発生的であっ

---

<sup>41</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.114.*

<sup>42</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.130.*

<sup>43</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.131-132.*

<sup>44</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.132.*

<sup>45</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.132.*

<sup>46</sup> См.: Православие и лютеранство в России. Лейпциг, 1890. С.12; Семенов П. Эсты // Эсты и латыши, их история и быт. М., 1916. С.161; cf. Haltzel, “The Baltic Germans,” p. 123.

たというのが基本的なスタンスである。サマーリンによれば、次のような事実が改宗後に判明したため、上のような「教唆説」には根拠がないという。<sup>47</sup>

誰も農民を教唆しなかつただけでなく、ロシア政府自身が農民の具体的な行動を妨げ、牧師と地主を安心させるためにあらゆる手を尽くして正教への改宗を妨害したのである。<sup>48</sup>

正教に反対する地主と牧師の陰謀が仕組まれ、あからさまにルター派に肩入れするプロパガンダが行われている。<sup>49</sup>

ルター派の聖職者、貴族、地主こそ、警察官僚か裁判官であるかのように人々を中傷し、政府をだましつつ、正教への希求を権力に対する反乱や地主に対する陰謀のように見せかけている張本人である。<sup>50</sup>

つまり、エストニア人とラトヴィア人の正教改宗は純粋な動機に基づいていたにもかかわらず、バルト海沿岸地方のルター派聖職者、貴族、地主だけでなく、ロシア政府まで加担して、改宗運動を妨害していたというのである。

### 3.7. 「第七の手紙」

『手紙』のまとめであり、オストゼイ問題に関する最終診断である。

バルト・ドイツ人県のロシアの土地および政府に対する態度、ロシア人の状況はすべて不自然で欺瞞的であり、抜本的な改革を必要としている。<sup>51</sup>

『手紙』の中身を検討してきたが、結論的には、以下のようにまとめられよう。バルト海沿岸地方は、ドイツ騎士団が進出して来るまで、精神的にも文化的にもロシアに近かった。それゆえにこの地方をロシアに組み込み、ともに歩いていくことはロシアの歴史的使命である。支配階層を形成するバルト・ドイツ人がロシア国家に忠誠を誓いながら、特権的地位に固執しているのは、彼らの反ロシア的な心情を表している。そして実際にロシア帝国内でありながら、ロシア国家に敵対的な社会機構が存在している。ロシア政府はこうした状況を打破すべく、法的、社会的に、あるいは宗教的にも、同地方をロシア帝国の秩

---

<sup>47</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.136.*

<sup>48</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.140.*

<sup>49</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.142.*

<sup>50</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.143.*

<sup>51</sup> *Самарин. Письма из Риги. С.159.*

序に組み込まなければならない。これがサマーリンの『手紙』に込めたメッセージであった。

#### 4. バルト・ドイツ人＝「国家内国家」

ニコライ一世が『手紙』を読み、ロシア国家に対する反逆行為と同定し、サマーリンを逮捕したことは既に述べたとおりである。ただこの件には疑問を禁じえない点がある。それは、「面談」において「デカブリスト事件に匹敵する反逆」といいながら、ツァーリが実際にサマーリンに課した罰は、「お灸を据える」程度であったことである。<sup>52</sup> ニコライ一世は、サマーリンを個人的によく知り、国家にとって重要な前途有為な人材だと思っているから刑罰を軽くしたことを示唆しているが、<sup>53</sup> これにも胡散臭さを感じる。ここではこのエピソードの背後にあるサマーリンとニコライ一世の問題意識を捉え直し、その意味を考察したい。またそれを通じて、『手紙』の思想史上の意義を検討したい。

結論を先取りすれば、サマーリンとニコライ一世は理想的には対立関係にないだけでなく、ある観念を共有していることを示している。それはすなわち、バルト・ドイツ人という「国家内国家」に対する嫌悪あるいは恐怖である。バルト・ドイツ人を「国家内国家」と同定する言説が見られるのは、筆者の知る限り、1860年代後半のことである。例えば、当時サマーリンとともに反バルト・ドイツ人の論陣を張ったカトコフは、バルト・ドイツ人を「国家内国家」と呼んで、非難している。<sup>54</sup> しかし、それに約20年先立つ1840年代末において、サマーリンとニコライ一世が「国家内国家」的な観念の萌芽を共有していたことを「面談」は示している。

既に述べたように、ユダヤ人、軍人、貴族などを国内の脅威として「国家内国家」と位置づけたのはフィヒテであった。彼は明確な概念化を行っていないが、次のような集団を「国家内国家」と呼んだ。すなわち、一般国民とは無縁で、しかも対立ないしは敵対する利害を持つ集団である。<sup>55</sup> さらにいえば、この利害はある種の特権を発端として生じるのである。<sup>56</sup> このフィヒテの考えに照らせば、『手紙』のなかのバルト・ドイツ人も「国

<sup>52</sup> ペトロパヴロフスク要塞に12日間の幽閉。

<sup>53</sup> ОР РГБ ф.265, к.85, ед.хр.2, л.3.

<sup>54</sup> カトコフは次のように述べている。「統一された国家は、どのような多様性でも許容する懐の深さをもっている。しかし、どんなものであれ、国家内国家には我慢できないのだ。たとえ国の一部であっても、ある政治的な国民性が構成されることに寛容ではありえないのだ」。Катков М.Н. Обвинение Московских ведомостей в возбуждении ненависти к немцам // Собрание передовых статей Московских ведомостей 1868 г. М., 1897. С.622.

<sup>55</sup> フィヒテ（田村一郎訳）「フランス革命についての大衆の判断を正すための寄与」『フィヒテ全集』第2巻、哲書房、1997年、200-201頁。

<sup>56</sup> フィヒテは次のように述べている。「ある階層が一般の法廷の対象から外され、特殊な法廷に任されるとする。この特殊な法廷の法律が倫理のすべてをもとにした一般の法律と非常に異なり、一般の法律ではほとんど罪とはならないようなことが嚴重に罰せられ、一

家内国家」の資格を有している。サマーリンが描き出したのは、数世紀にわたり、ロシア帝国において特権的に独立した自治社会を許され、国家全体や一般の国民の利害に相容れない利害を持っていたバルト・ドイツ人が、特権を制限または廃止しようとする動きに抵抗する様に他ならない。そして彼は「国家内国家」的な存在の危険性を感知し、その根源たる特権の制限あるいは廃止の必要性を訴えたのである。

一方、「面談」によれば、ニコライ一世によるサマーリン批判は、次の 2 点に集約される。第一に、『手紙』は強制によってでもバルト・ドイツ人をロシア化すべきであると主張することで、ロシア人とバルト・ドイツ人を反目させようとしている、<sup>57</sup> 第二に、ロシア政府はバルト・ドイツ人のためにロシア人の利益を犠牲にしているという主張は、ロシア政府に対する国民の信用を失墜させる、<sup>58</sup> というものである。

ここで興味深いのは、『手紙』は単にバルト・ドイツ人を怒らせるだけでなく、バルト海沿岸地方の特権階層の存在がロシア社会に知れ渡れば、怒りの矛先はそれを放置しているロシア政府に対しても向けられかねない、とニコライ一世が案じている点である。これはバルト・ドイツ人のように、ロシア社会からかけ離れた特権的階層の存在は、ロシア国民にとって憎悪すべき存在であるとツァーリが認識していたことを示している。つまり、「国家内国家」的な存在の危険性をツァーリは承知していたことになる。つまり、サマーリンを諫めたのは、いまはことを荒立てる時にはないという為政者としての判断によるのであって、実のところ、ツァーリはサマーリンからそれほど遠い位置にいたわけではないのである。

このように、サマーリンとニコライ一世は、ともにバルト・ドイツ人を「国家内国家」と同定し、ロシア国家に対する脅威と見なす点では一致していたのである。つまり 1840 年代において、60 年代において噴出する「バルト・ドイツ人＝国家内国家」論の萌芽が存在していたということである。この意味で、『手紙』の意義は単にバルト・ドイツ人問題を提起した書、という点だけではなく、(著者の意図はともかく) ロシアにおける「国家内国家」問題を提起した書、という点にも求められるといえよう。

---

般の法律が厳罰に処すような違反行為を大目に見るとする。となるとこの階層は切り離された利害やモラルを持つことになり、国家の中での危険な国家になる」。フィヒテ、同上、200 頁。

<sup>57</sup> ОР РГБ ф.265, к.85, ед.хр.2, л.2.

<sup>58</sup> ОР РГБ ф.265, к.85, ед.хр.2, л.3.

## 《資料》

### «Разговор с Государем» // ОР РГБ ф.265, к.85, ед.хр.2, л.2-3.

報告者の筆写ノートと Б.Э.ノルデ『ユーリー・サマーリンと彼の時代』<sup>59</sup> (47-49 頁) を参照して作成。〈〉は欄外に書き込まれた部分であることを示す。

ニコライ一世 (以下、⊖) 置かれている状況を理解していますか？

サマーリン (以下、⊕) ツァーリ、責任は感じております。

⊖ ロシアの諺のとおり、場合によっては、罪を認めて悔い改めた者は罰せられることはない[Повинную голову и меч не сечет]。私は貴方の両親とはずっと友人であったし、処罰したいとも思わない。むしろ、いま囚われの身である貴方を救いたい。わかっていますか、何の罪なのか？ 貴方は上司の命令で任地に赴任し、立派に任務を成し遂げたと思いたいのですが、それと並行して貴方は手記をものしたうえに、任務に関係のない問題について見解を述べていますね。これだけなら罪にはならない。人間が思うこと、書くことに裁可を下せるのは神だけです。しかし貴方はさらに踏み込んでしまった。貴方は手記を書物にまとめて、身近な知り合いに手渡した。最初の報告、また第二の報告<sup>60</sup> でも書いているが、13 人だとか。私は貴方にかくも多くの友人がいることに驚いています。私は貴方より長く生きているが、すべてを打ち明けられる友人など 3 人いるかいなにかです。ただ、その貴方の友人の何人かが信用の置けない輩だったということですが。それはともかく、貴方のやったことは職務違反です。貴方の方が私などより法律に詳しいはずですから、どの法律に抵触するかわかっているはずですよ。私としては、著者としての自尊心、神から授かった教養と知性を示そうという野心に駆られたのだと思いたい。しかし、その行為がどんな問題を引き起こすのか、判断力を働かせましたか？ 確かに『手紙』のコピーを誰かに手渡したわけではないが、手から手へ伝わるのを防ごうとしなかった。今となつては私でもその流れを止めることができない。中身を見てみるか。貴方の書いていることの中には、私が一言で論破できそうな多くの不正確な部分、虚偽が含まれていることにはもう触れないが...

⊕ ツァーリ、私も過ちを犯すことがあります。しかし、固より意図された虚偽は含まれていません。

<sup>59</sup> *Нольде Б.Э. Юрий Самарин и его время. Париж, 1926.*

<sup>60</sup> ニコライ一世は 1849 年 3 月 3 日と 5 日の 2 度にわたって、内務省を通じてサマーリンに『手紙』についての説明を求めている (ОР РГБ ф.265, к.85, ед.хр.2, л.6, 7)。ここでの「報告」とはサマーリンの返答と思われる。

㊦ 貴方がドイツ人とロシア人とを反目させ、仲たがいさせようとしているのは明白だ。彼らに歩み寄ってもらわなくてはならないのに。貴方は真摯に勤務する全貴族を非難している。パーレンに始まり、私が数えたところでは 150 人もの将官を非難している。貴方は強制力に訴えてでも、ドイツ人からロシア人を作りたがっている。しかし、私たちにはマホメットのように、剣を手にとるようなまねはできない。なぜならキリスト教徒だからです。貴方は一時の激情に駆られて書いた、そしてそれが個人的な不快感と屈辱に苛立ったためであると思いたい。しかし貴方が政府を攻撃するということは、私をも攻撃することになる。というのは、政府と私とは一体だからです。貴方は私と政府を区別していると言っているが、私はそう思っていない。もし我々が彼ら[ドイツ人]の領主でなければ云々、すなわち、もしドイツ人がロシア人にならなければ、ロシア人がドイツ人になるだろう、と貴方はいう。これは荒唐無稽です。ロシア人はドイツ人になりえない。しかし、私たちは愛と穏健さをもってドイツ人に歩み寄ってもらわねばならない。貴方が直接の攻撃対象に定めたのは政府ですが、ピョートル大帝の時代から私に至るまで、皆ドイツ人に囲まれてきたためにドイツ人化している、といたがっている。何を仕出かしたのか、わかっていますか？ <どうして貴方が政府に審判をくだせるのか？政府はずっと内部に隠し留めてきたことも含め、多くを知っている> 貴方は政府に反対する世論を喚起しようとしていたのです。すなわち、12月14日の再現を謀ったということです。

㊧ そのような企図を抱いたことは一度もありません。

㊨ そういうことにしましょう。しかし、貴方は同様のことをしようとしたのです。いや、それどころか、あの本は12月14日以上に悪い事態を招きかねなかった。なぜならそれが政府への信用とその国民との関係を断ち切りかねないものだったからです。なにしろ政府がドイツ人のためにロシア人の国民的利益を犠牲にしていると非難したのですからね。貴方は裁判によって、職務上の義務、宣誓、政府に反旗を翻した罪人として裁かれるはずでした。貴方もこのままあの世行きと思っていたでしょう。これまで多くの若者が同様の苦しみを味わってきたものです。ただ私は彼らを個人的に知らなかった、あるいは知り得なかった。しかし、貴方のことは知っている、能力も、そしてご両親に厳格な方針のもとで育てられたことも。しかも貴方は善良な心の持ち主であるし、殺すのは惜しい。貴方を要塞に収監したのは、独りで改心する時間を持ってもらうためです。だから私は裁判に貴方を委ねず、救済したい一心で要塞に収監したのです。<私がこれを成しえたのは、おそらく貴方が一度ならず反発してきた専制的権力のおかげです> 尊敬に値する人間を知る機会に恵まれたのは偶然でしょうか。これは貴方を試すために、神御自身が偶然と貴方を引き合わせるという考えを私に吹き込んだのでしょうか。貴方が憤慨していないかどうかを知りたい。彼[不明]は、貴方が良心の義務として罰を受けるつもりだと証言した。私は間違っていなかった。もはや貴方は完全に改心し、宣誓どおり、信仰と真実に奉仕し、政府を攻撃することはないはずです。私たちは奉仕者でなければなりません。私は自分にではなく、すべての人々に奉仕する。そして誤っている人を正しい方向に導く義務を負っている。し



かし、常軌を逸した場合は別ですが。これこそ、私が宣誓に従って信ずるところの義務です。もう今回の件は終わりです。和解の抱擁を。〈ほら、貴方の本です。私のところにも届いていたのですよ〉

⊕ ツァーリ、今後は、この度の一件を償うために努力してまいります。

⊖ モスクワに戻って、ご両親を安心させてあげなさい。準備が整ったら、明日にでも行きなさい。内務大臣のところへ寄って、私が貴方を解放したと伝えてください。貴方の任地となるモスクワでお会いしたいものです。貴方はモスクワで、ご両親の目の届くところで勤務することになります。ここにいると嫌なことが多いし、余計なことに巻き込まれかねませんから、その方がいいでしょう。